

現 地 調 査 票

設計を行うに当たり建築士法第18条第1項の規定に従って下記事項を調査いたしました。この調査票に記載の事項は事実と相違ありません。

一般財団法人ふくしま建築住宅センター 様

調査を行った設計者 _____

建築主等 _____ 建築場所 _____

1 計画建築物等の用途（該当する箇所の ☐ に ☒ を記入してください。）

主要用途 ☐ 建築物 ☐ 工作物（建築基準法第88条第2項で指定するもの）

2 敷地に接する道路関係（建築物の場合のみ記載）

①道路関係（②③にも該当する場合は、②③の ☐ 内に ☒ を記入してください。）

	道路区分	幅員	法第42条の該当項号	指定番号	指定（協議）年月日
(1)		m		号	. .
(2)		m		号	. .
(3)		m		号	. .

②法42条第2項、第3項道路の場合：指定等の確認を（☐ 特定行政庁 ☐ 市町村）で ☐ 行いました

③法42条第2項道路の場合：市町村の後退用地指導要綱等の手続き ☐ 必要→☐ 手続済 ☐ 不要

※・道路区分欄には、国道、県道、市道、町道、村道等の区分を記入してください。
・法第42条の該当項号欄には同条第1項の第1号から5号、2項、又は3項の該当項号を記入してください。
・法第42条第1項第5号の道路の場合は、指定番号及び指定年月日を記入してください。
・法第42条第2項道路の場合は、指定（協議）年月日欄に市町村と③の協議をした年月日を記入してください。

3 地域・地区関係

- ① 都市計画 ☐ (1) 都市計画区域内：☐ 市街化区域 ☐ 市街化調整区域 ☐ 区域区分未設定区域
☐ (2) 準都市計画区域内
☐ (3) 都市計画区域外：☐ 景観法第74条・準景観地区
☐ 建築基準法第6条第1項の知事指定区域

②用途地域、建ぺい率、容積率等

用途地域	基 準 建ぺい率	基 準 容積率	外 壁 後退距離	高さの 限 度	最 低 敷地面積
☐ 第1種低層住居専用地域	%	%	m	m	m ²
☐ 第2種低層住居専用地域	%	%	m	m	m ²
☐ 第1種中高層住居専用地域	%	%	建築制限がある場合 ・制限の根拠 () ・準用用途地域 () ・建ぺい率 (%) ・容積率 (%) ・外壁後退距離 (m)		
☐ 第2種中高層住居専用地域	%	%			
☐ 第1種住居地域	%	%			
☐ 第2種住居地域	%	%			
☐ 準住居地域	%	%			
☐ 近隣商業地域	%	%			
☐ 商業地域	%	%			
☐ 準工業地域	%	%			
☐ 工業地域	%	%			
☐ 工業専用地域	%	%			
☐ 指定なし	%	%			

③ 防火地域等 ☐ 防火地域 ☐ 準防火地域 ☐ 法22条地域

④ ☐ 地区計画区域 ⑨ ☐ 建築協定区域

⑤ ☐ 災害危険区域 ⑩ ☐ 高度利用地区

⑥ ☐ 下水道処理区域 ⑪ ☐ 土砂災害警戒区域／☐ 土砂災害特別警戒区域

⑦ ☐ 土地区画整理区域

⑧ ☐ その他の地域地区 ()

※・各欄について、該当する箇所の ☐ 内に ☒ を、その欄の基準の建ぺい率、容積率等を記入してください。
・第1種、第2種低層住居専用地域に該当する場合、外壁後退距離、最低敷地面積、高さの限度を記入してください。

4 都市計画法関係（該当の有無に√を付け、有の場合は該当する箇所の口内に√を記入してください。）

都市計画法の適用 ☐有、 ☐無

- ① ☐都市計画法施行規則第 60 条の適合証明

② ☐開発行為の許可（第 29 条）

③ ☐開発許可の変更許可（第 35 条の 2）

④ ☐無指定の建築制限（第 41 条）

⑤ ☐開発許可区域内の建築制限（第 42 条）

⑥ ☐市街化調整区域内の建築許可（第 43 条）

⑦ ☐都市施設区域内の建築許可（第 53 条）

⑧ ☐行政担当課の合議等による承認等

5 宅地造成及び特定盛土等規制法関係（どちらかの区域に√を付け、許可要否に√を記入してください。）

- ① 宅地造成等工事規制区域 ☐区域内（法第 12 条の ☐許可必要 ☐許可不要）

② 特定盛土等規制区域 ☐区域内（法第 30 条の ☐許可必要 ☐許可不要）

6 その他

上記の 2～5 のほかに申請建築物等について許可・届出がある場合は次に記入してください。

7 上記の 2～6 について確認、相談・打ち合わせ等を行った市町村の担当課名・担当者名等

この調査票の事項	年 月 日	市町村等	担当課・担当者名等
2 道路関係 (建築物の場合のみ記載)			
3 地域・地区関係			
4 都市計画法関係			
5 宅地造成及び特定盛土等規制法関係			
6 その他			
※ 現地調査票の作成に当たり、確認、相談、打合せ等を行った年月日、市町村の担当課名・担当者名等を必ず記入してください。なお、市町村によって、対応・取扱いが異なりますので、必ずご確認願います。			

現地調査及び確認審査申込の留意事項

- 1 現地調査票作成にあたっては、必ず申請敷地のある市町村等の担当窓口と相談・打ち合せ・確認 等をお願いします。

2 敷地に接する道路は、必ず市町村建築担当窓口で道路の状況を確認し、建築基準法第 42 条第 2 項・3 項に該当する場合は、みなし道路境界線が確定してから申請をお願いします。

3 敷地に道・水路等の国有地がある場合は特定行政庁と必ず協議して下さい。

4 建築基準法第 43 条第 2 項第一号認定、第二号許可の場合は、その認定書、許可書を確認申請書に添付してください。

5 敷地が地区計画区域内にある場合は、市町村より適合する旨の証明書の交付を受けて確認申請書に添付してください。

6 次の場合には、都市計画担当部局から都市計画法施行規則第 60 条の規定に基づく適合証明等を受け、確認申請書に添付してください。

① 市街化区域内で敷地面積が 1, 0 0 0 m²以上の場合

② 市街化調整区域の場合

③ 都市計画区域内（①・②を除く）で敷地面積が 3, 0 0 0 m²以上の場合

④ 都市計画区域外で敷地面積が 1 0, 0 0 0 m²以上の場合

7 宅地造成及び特定盛土等規制法施行令第 3 条に該当する土地の区画形質の変更がない場合は、配置図にその旨、(例)「宅地造成及び特定盛土等規制法施行令第 3 条に該当する土地の区画形質の変更がない。」などと記載してください。
なお、同法の許可が必要な場合は、許可書（変更許可書を含む。）を確認申請書に添付してください。

その他建築物又は敷地に関する関係法令等

建築物等を建築する場合は、建築基準関係規定の他に、次に掲げる法律、要綱等により手続き等が必要になる場合があります。法令に該当する場合は手続きが必要です。

- 1 都市計画法、土地区画整理法、道路法、河川法

2 都市計画法第 5 8 条の風致地区内の建築等の規制

3 市町村の中高層建築物等に関する指導要綱

4 ハートビル法、人にやさしいまちづくり条例

5 建築協定

6 屋外広告物法・屋外広告物条例

7 自然公園法、福島県等の景観条例

8 急傾斜地の崩壊による災害防止に関する法律

9 農地法第 4 条及び第 5 条による農地転用の許可又は届出

10 その他